令和４年8月15日発行第548号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

# 行政書士とちぎ

8
Aug. 2022
No.548

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2022年
8月号
CONTENTS

1 目次
2 職務上請求書管理委員会より
3 高齢者等生活サポート項目集
5 令和４年度　行政書士試験要項（抜粋）
6 令和４年度　行政書士試験監督員の募集について
7 支部だより
8 栃木県行政書士会カレンダー（９月）
9 日行連だより
10 業務情報
11 申請取次行政書士の動向
12 おじゃましま～す！
13 支局かわら版（佐野）
14 研修会のお知らせ
18 会員の動き

No. 548

今月の表紙

乙女の滝の渓流（那須塩原市）

今月は国際業務に関連する職務上請求書の使用について留意点を述べます。

国際業務においても戸籍や住民票を必要とするケースはあります。言うまでもなく、職務上請求書を使用して戸籍・住民票等を請求できるのは「依頼された」「行政書士業務を遂行するために必要」な場合に限られます。「職務上請求書を使用するほうが簡単だから」「報酬が得られるから」という理由で使用する性質のものではありません。本人が取得できるものについてはできるだけ本人に取得してもらいましょう。

なお、申請取次業務は「申請人または入管法上の代理人からの直接の依頼」がなければ受任できません。したがって、在留資格認定証明書交付申請業務においては職務上請求書を使用する際の「依頼者」は申請人本人または入管法上の代理人ですが、在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請において職務上請求書を使用する際の「依頼者」は申請人本人のみです。

以下、業務の例を挙げて職務上請求書の記載について考えます。

**例１「『特定活動（技能習得）』から『特定技能１号』への在留資格変更許可申請業務を受任した場合」において、所属機関の業務執行に関与する役員の住民票の写しが申請書添付書類として必要となった場合**

職務上請求書の（５）欄の記載例は以下のようになります。

業務の種類：
　在留資格変更許可申請業務
依頼者の氏名または名称：
　申請者本人の氏名
依頼者について該当する事由：
　「国等に提出」に☑
上記に該当する具体的事由：
　①東京出入国在留管理局に提出
　②「在留資格変更許可申請に当たり、申請人が雇用を予定されている所属機関の役員の住民票の添付が求められている」等

**例２「『定住者（日系３世）』の呼び寄せを受任した場合」において、申請人の祖父の除籍謄本等が申請書添付書類として必要となった場合**

職務上請求書の（５）欄の記載例は以下のようになります。

業務の種類：
　在留資格認定証明書交付申請業務
依頼者の氏名または名称：
　申請者の親族（申請人の入管法上の代理人）の氏名
依頼者について該当する事由：
　「国等に提出」に☑
上記に該当する具体的事由：
　①東京出入国在留管理局に提出
　②「依頼人の弟である申請人〇〇の在留資格認定証明書交付申請を行うにあたり、〇〇の日系人としての身分関係を明らかにするため、直系親族の除戸籍謄本の添付を求められている」等、依頼人と申請人の関係、戸籍等取得の必要性がわかるように記載

前記例１、例２とも、（６）欄の「提出先」は「東京出入国在留管理局宇都宮出張所」等、実際に提出する機関を記載します。

依頼された業務が行政書士業務であるか、申請取次業務であれば申請人（または入管法上の代理人）からの直接の依頼であるか、職務上請求書で取得しようとしている戸籍・住民票が業務上必要な範囲であるか、役員の住民票取得の依頼者が当該役員本人となっているなど単純取得にあたらないか、を毎回入念に確認してください。

職務上請求書を安易に使用しないよう、取り扱いには厳重な注意をお願いします。

（職務上請求書管理委員会委員　深見史）

# １１．社会参加について

老人福祉法では、高齢者は「社会的活動に参加することに努め、また、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする」とされており、生きがいのある生活が送れるよう社会的活動への参加が必要であります。

## ■シルバー大学校

栃木県シルバー大学校は、高齢者の健やかで生きがいのある人生を支援し、活力ある地域社会を築くため、積極的に地域活動を実践する高齢者の方々を養成します。

シルバー大学校の応募資格は、６０歳以上で県内に在住し、地域活動を実践しているか地域活動に意欲のあることです。また、５０歳～６０歳未満の方でも市町村等の推薦があれば応募できます。

【シルバー大学校お問い合わせ先】

| 名　称 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| シルバー大学校事務局 | 〒320-8503<br>宇都宮市駒生町３３３７－１<br>とちぎ健康の森２階<br>とちぎ健康福祉協会<br>生きがい健康部生きがいづくり課 | 028-650-3366 |
| シルバー大学校中央校 | 〒320-8503<br>栃木県宇都宮市駒生町３３３７－１<br>とちぎ健康の森２階 | 028-643-3390 |
| シルバー大学校南校 | 〒328-0032<br>栃木県栃木市神田町９－４０ | 0282-22-5325 |
| シルバー大学校北校 | 〒329-2165<br>栃木県矢板市矢板５４ | 0287-43-9010 |

## ■シルバー人材センター

すでに定年退職された方や、家業を後継者に譲られた方など、何かの仕事を通じて社会に貢献したいという高齢者の皆さんが集まって、高齢者に向いている仕事を発注者（民間企業、一般家庭、官公庁等）から引き受けて働こうというのがシルバー人材センターです。そして、従事した仕事に応じて、配分金（報酬）を受け取るシステムになっています。

なお、シルバー人材センターは会員制であり、会費を支払って会員の登録をして、メンバーとなります。

## ■とちぎ生涯現役シニア応援センター（ぷらっと）

とちぎ生涯現役シニア応援センター（ぷらっと）では、ボランティアなどの社会貢献活動から就労まで、シニア世代の様々な社会参加活動についての相談をすることができます。

【概要】

専門相談員が相談者の希望をお聞きし、その方に適した活動先を紹介してくれる関係機関を御案内します。 資料閲覧コーナーもあり、シニアセミナーを開催しています。

《出典》

①栃木県シルバー大学校ウェブサイト
（http://silver.tochigi-kenkoufukushi.com/index.html）

②栃木県ウェブサイト　シニア世代の社会参加について
（http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/syakaisanka.html）

③栃木県ウェブサイト　生涯現役シニア応援サイト（ぷらっと）
（https://www.senior-ouen-p.ne.jp/）

# 令和４年度　行政書士試験要項（抜粋）

## １．試験概要

(1)試験日及び時間

令和４年１１月１３日（日）　午後１時～午後４時

※試験室への入室：午前１１時５０分より可

※集合時刻：午後０時２０分

(2)試験の科目及び方法　※筆記試験

| 試験科目 | 内　容　等 |
|---|---|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数４６題）択一式及び記述式 | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、**法令については令和４年４月１日現在施行されている法令に関して出題。** |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数１４題）択一式 | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解 |

(3)試験場所

とちぎ健康の森（宇都宮市駒生町3337-1）

ホテルマイステイズ宇都宮（宇都宮市東宿郷 2-4-1）

## ２．受験申込み手続き

**(1)郵送による受験申込み**

①受付期間

令和４年７月２５日（月）～８月２６日（金）

②郵送先

（一財）行政書士試験研究センター試験課　宛

受験願書と一緒に配布する封筒を使い、郵便局の窓口から「簡易書留郵便」で発送してください。

８月２６日（金）までの消印有効。

③提出書類

受験願書一式（「振替払込受付証明書」および「顔写真」を添付したもの）

④受験手数料

１０，４００円

受験願書の受付期間内に、必ず所定の払込用紙により、郵便局の窓口で払い込んでください。

⑤受験願書の配布場所及び配布期間

**【配布場所】（栃木県内のみ記載）**

・栃木県経営管理部文書学事課
（宇都宮市塙田１－１－20 栃木県庁舎本館内）

・栃木県広報課県民プラザ室
（宇都宮市塙田１－１－20 栃木県庁舎本館内）

・栃木県上都賀県民相談室
（鹿沼市今宮町1664－1　栃木県庁上都賀庁舎内）

・栃木県芳賀県民相談室
（真岡市荒町116-1　栃木県庁芳賀庁舎内）

・栃木県下都賀県民相談室
（栃木市神田町６－６　栃木県庁下都賀庁舎内）

・栃木県安蘇県民相談室
（佐野市堀米町607　栃木県庁安蘇庁舎内）

・栃木県足利県民相談室
（足利市伊勢町４－19　栃木県庁足利庁舎内）

・栃木県小山県民相談室
（小山市犬塚３－１－１　栃木県庁小山庁舎内）

・栃木県那須県民相談室
（大田原市中央１－９－９　栃木県庁那須庁舎内）

・栃木県塩谷県民相談室
（矢板市鹿島町20－22　栃木県庁塩谷庁舎内）

・栃木県南那須県民相談室
（那須烏山市中央１－６－92　栃木県庁南那須庁舎内）

・栃木県行政書士会
（宇都宮市西一の沢町１－22　栃木県行政書士会館）

**【配布期間】**

令和４年７月２５日（月）～８月２６日（金）

**(2)インターネットによる受験申込み**

①受付期間　令和４年７月２５日（月）午前９時～８月２３日（火）午後５時まで

（一財）行政書士試験研究センターのホームページにアクセスし、必要事項を入力して下さい。

注）本人名義のクレジットカード又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

※都道府県庁、行政書士会等での受付は行いません。

## ３．受験票の交付

受験票は、令和４年１０月２４日（月）（予定）に発送します。試験当日試験場に必ず持参してください。

## ４．試験結果の発表と通知

試験結果は、令和５年１月２５日（水）午前９時から、合格者の受験番号を（一財）行政書士試験研究センター事務所の掲示板に公示（掲示）します。公示後、受験者には全員に合否通知書を送付します。

また、（一財）行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を登載します。

合格者には、令和５年２月１０日（金）（予定）に合格証を簡易書留郵便にて発送します。

## ５．特例措置の実施

(1)身体の機能に障がいのある方等で試験に際して必要な措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を行うことがあります。

(2)特例措置を希望される方は、受験申込みに先立って、必ず（一財）行政書士試験研究センターまでご相談ください。事前に連絡なく、直接試験場に来られた場合には対応いたしかねますのでご注意ください。

## ６．連絡先（問い合わせ先）

**一般財団法人　行政書士試験研究センター**

所　在　地　〒１０２－００８２

東京都千代田区一番町25番地　全国町村議員会館３階

電話番号（試験専用）０３－３２６３－７７００

ホームページ https://gyosei-shiken.or.jp

**本ページは抜粋です。「郵送による受験申込み」の手続きをされる方は、必ず試験案内・受験願書をお取り寄せいただき、全文をご覧ください。**

## 令和４年度　行政書士試験監督員の募集について

栃木県行政書士会では、令和４年１１月１３日（日）にとちぎ健康の森、ホテルマイステイズ宇都宮で行われる行政書士試験の試験監督員を募集します。
行政書士を志す受験者の将来を左右する試験です。公正で厳粛な態度で臨める方を希望します。
監督員は、**下記の説明会および試験当日の両方に必ず出席できる方に限ります。**

◎応募資格　栃木県行政書士会会員
※ただし、行政書士試験に関する講座を開設している専門学校等を経営している会員やその講師をしている会員は応募できません。

◎業務内容　試験当日の試験室設営（机椅子の並べ替え含む）、試験室の試験実施に伴う業務、答案用紙回収・点検、試験室の片付け等
※担当する試験会場は選べません。

◎説 明 会　令和４年１１月９日（水）１４：００～１８：００
※今年の説明会は１日のみとなります。

◎説明会場　とちぎ健康の森　１階　多目的フロアＡ
（宇都宮市駒生町３３３７－１）

◎試 験 日　令和４年１１月１３日（日）（監督員としての業務は９：００～１８：００頃）
※当日は現地集合になります。

◎申込方法　下記申込書を事務局宛てにＦＡＸ送信して下さい。

◎申込〆切　令和４年９月１２日（月）１７：００

◎募集人数　４０名前後（受験者数により増減あり）
※応募多数の場合は抽選等により、試験場責任者において選任いたしますのであらかじめご了承ください。結果については、１０月２０日までに郵送でお知らせいたします。

◎旅費日当　（一財）行政書士試験研究センターの支給規程により、試験終了後に指定口座へ振込となります。あらかじめ本人名義の口座を直接センターに届け出る必要があります。詳細は、８月末までに当会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」に掲載します。

栃木県行政書士会事務局 行（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）　　令和４年　　月　　日

## 令和４年度　行政書士試験　試験監督員申込書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支　　部 | | 氏　　名 | |

# 支部だより

【塩　那】

## 令和４年度第1回塩那支部役員会開催

７月２日（土）午前１０時３０分より午前１１時３０分まで、さくら市氏家駅前「さくらテラス」多目的室において、猛暑の中、第１回支部役員会が開催されました。マスク着用やコロナの予防対策を措置し対面で１０名の役員が参加されました。会議冒頭、支部長からは、県の総会において、会長表彰や感謝状が支部会員の該当者に贈呈されたこと、新規会員の紹介などについて報告されました。

協議事項では、（１）支部研修会の実施について、（２）支部研修旅行について、（３）無料相談会について、日程や内容、開催方法などが議題とされました。現在、コロナ禍ではあるものの、一応落ち着いており、全ての事業を実施することで役員の合意がされました。直近の日程では、「支部研修会、盆過ぎの８月２０日（土）１３時３０分から１５時３０分迄、会場については、参加者や会場の状況により、喜連川公民館又は、さくらテラスとする。」を決定し、ディスカッション方式で実施するため、業務歴の経験の豊かな会員と若い方々が数多く参加されることが期待されます。その他では、支部広報費、予算繰越金、次回役員会日程などを決め、閉会としました。

（支局長　石下辰博）

## ２０２３年版　行政書士手帳の頒布について　～事務局よりお知らせ～

手帳の購入をご希望の方は、下記申込書にご記入の上、事務局宛にＦＡＸして下さい。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）
　　分冊形式　・ダイアリー編（月間、週間計画表）
　　・法規編（行政書士法、行政書士必携、その他関係法令等）
　　・アドレス編

２．価　　格　１，２５０円（税込）

３．申込〆切　**令和４年９月３０日（金）**　**※〆切厳守**

４．受取方法　①事務局に来局
　　②郵送（送料が別途かかります）

**行政書士手帳　申込書**（事務局ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支部 | | 氏名 | | 受取方法<br>いずれかに✔印 | □事務局に来局<br>□郵送（送料別途要） |

# 栃木県行政書士会カレンダー（９月）

| 日 | | 予　　定 | 時　　間 | 主　　催 |
|---|---|---|---|---|
| 6 | 火 | 支部長への連絡会(於:コンセーレ 小ホール) | 13:30～16:00 | 総務部 |
| 7 | 水 | 市民相談会(於:足利市役所１階市民相談室) | 13:00～16:00 | 足利支部 |
| 9 | 金 | 広報部会 | 13:00～ | 広報部 |
| 12 | 月 | 行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー） | 10:00～15:00 | 宇都宮支部 |
| 13 | 火 | 登録説明会 | 10:00～11:00 | 総務部 |
| 14 | 水 | ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会 | 10:00～12:00 | 国際部 |
| | | 申請取次新規受付 | 13:30～16:00 | 申取管理委員会 |
| | | 外国人在留資格無料相談<br>(於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋) | 13:00～16:00 | 足利支部 |
| 15 | 木 | 封印報告書確認 | 13:30～15:00 | 封印管理委員会 |
| | | シリーズ「相続」研修会　第１回 | 13:30～16:10 | 市民法務部 |
| 16 | 金 | 行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）<br>（予約問い合わせ:栃木市市民生活課　0282-21-2122） | 14:00～16:00 | 栃木支部 |
| 21 | 水 | ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会 | 10:00～12:00 | 国際部 |
| | | 国際部会 | 13:30～ | 国際部 |
| | | 行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室）<br>（予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| | | 行政書士による相談（於：田沼中央公民館）<br>（問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014） | 13:30～16:00 | 佐野支部 |
| 22 | 木 | 制度推進部会 | 10:00～12:00 | 制度推進部 |
| 25 | 日 | 市民プラザ無料相談会<br>（於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ） | 13:00～16:00 | 宇都宮支部 |
| 27 | 火 | デジタルシフト推進委員会 | 13:30～16:00 | ﾃﾞｼﾞﾀﾙｼﾌﾄ委 |
| 28 | 水 | 測量研修会（座学） | 13:30～16:00 | 土地利用開発部 |
| | | 行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室）<br>（予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| | | 行政書士専門相談<br>（於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）<br>（予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| 29 | 木 | 産業廃棄物収集運搬業特別研修会 | 9:30～17:00 | 建設環境部 |
| | | 行政書士専門相談<br>（於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室）<br>（予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| 30 | 金 | 登録説明会 | 10:00～11:00 | 総務部 |
| | | 職務上請求書管理委員会 | 13:30～16:30 | 総務部 |

# 日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

| 日行連№ | 受信日付 | 文書の表題 |
|---|---|---|
| 420 | R4.7.8 | 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について |
| 421 | R4.7.15 | 令和４年７月分会費納入について |
| 443 | R4.7.15 | 「おしごと年鑑２０２２」への協賛について |
| 446 | R4.7.15 | 遺言、任意後見、家族信託等の公証サービス普及に関する行政書士会と公証人会との広報活動の連携について |
| 470 | R4.7.22 | 申請取次事務研修会（ＶＯＤ方式）の追加開催及び届出済証明書の更新手続きにおける特例措置について |
| 483 | R4.7.29 | 令和４年度定時総会議事録の送付について |
| 491 | R4.7.29 | 株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について |
| 498 | R4.7.29 | 申請取次事務研修会（９月ＶＯＤ方式）の開催について |
| 500 | R4.7.29 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの連携依頼について |
| 504 | R4.7.29 | 理事会の議事結果について |
| 520 | R4.7.29 | 職務上請求書の払出し実態の報告について |

＼中小企業の事業主の皆さま／

令和4年
4月1日より

**労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！**

令和２年６月１日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和４年４月１日から義務化されます（令和４年３月31日までは努力義務）。

**職場における「パワーハラスメント」の定義**

職場で行われる、①～③の要素**全てを満たす**行為をいいます。

① **優越的な関係を背景とした言動**
② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの**
③ **労働者の就業環境が害されるもの**

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000855268.pdf

## 令和４年度建設業者講習会の開催について

～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部監理課より案内がありました。

１．日時及び会場

①令和４年８月２６日（金）　午後１時３０分～午後４時００分
とちぎ岩下の新生姜ホール栃木文化会館・大ホール（栃木市旭町１２－１６）

②令和４年９月７日（水）　午後１時３０分～午後４時００分
那須野が原ハーモニーホール・大ホール（大田原市本町１－２７０３－６）

③令和４年９月１２日（月）　午後１時３０分～午後４時００分
栃木県総合文化センター・メインホール（宇都宮市本町１－８）

※各会場の駐車場は駐車台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関または乗り合わせの上ご来場ください。

２．内容

①建設業に係る各種制度について（建設業退職金共済制度、建設共済制度）
②建設キャリアアップシステムについて
③建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する栃木県計画について
④建設業許可・経営事項審査の電子申請化について
⑤経営事項審査の制度改正について
⑥令和５・６年度入札参加資格定期申請の共同受付について
⑦その他

３．申し込み方法

「栃木県電子申請システム」より申し込みを行います。
申し込み期間　８月２日（火）～８月２２日（月）

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。
令和４年度 栃木県建設業者講習会開催要領.pdf
電子申請システムでの申込方法.pdf

## 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 420 号】農地転用許可事務の適正化及び簡素化について（周知）.pdf
【別添】農地転用許可事務の適正化及び簡素化について.pdf

## 株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 491 号】株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について.pdf
日本公証人連合会文章.pdf

## 申請取次行政書士に係る届出済証明書の更新手続に関する特例措置について
～日行連より～

標記の件について、日行連より通知がありました。
今般、申請取次関係研修会の受講機会確保や更新手続きの利便性向上の観点から、以下のとおりＶＯＤ方式による研修における特例措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

**【従来の取扱い】**
・届出済証明書の更新の申出に使用することができる修了証書は、届出済証明書の有効期限から遡り３年以内に発行された実務研修会の修了証書とする。

**【措置内容】**
・届出済証明書の更新の申出に使用することができる修了証書は、届出済証明書の有効期限から遡り３年以内に発行された実務研修会の修了証書又は１年以内に発行された事務研修会の修了証書とする。

**適用開始　令和４年８月１日　所属単位会受付分より当面の間**

※届出済証明書の更新を目的に事務研修会（新規）を受講する場合であっても、受講料や提出課題・修了証書等の取扱いは事務研修会と同様の取扱いとなりますので、予め御了承ください。

※実務研修（更新）の修了証書をもって新規の届出はできないものとする取扱いに変更はありませんので御留意ください。

| | | |
|---|---|---|
| 栃木会の申請取次行政書士の動向 | 新規申出（７月） | １名 |
| | 更新申出（７月） | ２名 |
| | 申請取次行政書士（７月末現在） | １５０名 |

**★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。**
**※必要書類の顔写真のサイズが「３×２．４ｃｍ」に変更になりました。**

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：８月３１日（水）　受付日：９月１４日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

＊申請取次事務研修会が追加開催されます（９月ＶＯＤ方式）。
受講を希望される方は、日行連ＨＰの「お知らせ」欄をご覧ください。
申込受付期間：令和４年８月１７日（水）９時～８月２５日（木）１７時

氏　　名　堀江優子
事務所名称　堀江行政書士事務所
所　在　地　栃木市片柳町２－５２－２
入　会　日　令和３年７月１５日

**Ｑ：行政書士になろうと思ったきっかけは何ですか？**
Ａ：結婚を機に東京から生まれ故郷である栃木に帰って参りました。栃木で暮らすうちに子育てをしながら自立した働き方ができればいいなという思いが強くなり、行政書士事務所で補助者として勤務させて頂いたことがきっかけです。きっかけを与えてもらい、様々な経験をさせてくださった先輩行政書士に今でもとても感謝しております。
　また、父が司法書士として事務所を開業している関係で法務や手続というものを身近に感じていたことや父が地元の皆さんに感謝されている姿を誇らしく感じていたので、頭の片隅に「父のようになりたい」という気持ちもあったのかもしれません。

**Ｑ：どのような業務をされていますか？**
Ａ：主に相続手続や遺言などの生前対策業務を中心に承っておりますが、そこから派生する様々なお客様のご要望にお応えできるように、日々学びながらサービスの幅を拡げていきたいと考えております。

**Ｑ：業務をするうえで大切にしていることなどはありますか？**
Ａ：感謝されることです。明日の業務に臨む励みに繋がるからです。
　お客様は皆何らかの悩みや問題を抱えて、その解決を求めてご連絡をいただくので、まずはお客様に安心してもらうこと。ご相談をお伺いする中で本人が望んでいることを聞き漏らさずに寄り添うことを心掛けています。
　感謝されて終わるために、手続やその成果は当然ですが、成果と同等にお客様との関係構築を大切にしています。

**Ｑ：これから、やっていきたい業務はどんな業務ですか？**
Ａ：在留資格手続や許認可などの異なる分野についても現在研修等で勉強させていただきながら、実務に結び付けていけたらと考えておりますが、専業の領域のみならず地域のお役に立てるように様々なことを経験したいと思っております。行政書士としての仕事に関しては、お客様に充実したサービスを提供するためには決して自身の事務所だけでは完結出来ないと思っております。そういった意味でも皆さんに助けて頂きながら仕事でつながる出会いを一つ一つ大切にして、協働の輪を拡げられたらと考えています。

**Ｑ：スケールの大きさを感じるような素敵なお話ですね。私生活のことをお聞きします。ご趣味はありますか？**
Ａ：趣味は家族との旅行です。私自身も両親には季節ごとに様々な所へ旅行に連れて行ってもらい、とても良い経験をさせてもらいました。
　一人で楽しめる趣味はピアノです。昨年３人目を出産したばかりで、日々家事育児に追われピアノに向き合う時間が減ってしまっていますが、そんな時期だからこそ空いた時間にピアノを弾くことで心を整えています。

**　もっともっとここに書き切れないくらい素敵なお話をうかがったのですが、紙面の関係上書き切れないのが本当に残念です。**
**　笑顔で取材に快く応じてくださった堀江会員、これからもますますご活躍ください。**

（支局長　田中順子）

支局かわら版

# 出流原弁天池・磯山弁財天（磯山公園）

佐野支部

今回は、「ふるさと佐野１００選」に選定されている「出流原弁天池・磯山弁財天（磯山公園）」をご紹介いたします。

「ふるさと佐野１００選」とは、平成元年ふるさと意識の高揚と市のイメージアップを図るために選定されたものです。

出流原弁天池湧水は、栃木県指定天然記念物です。昭和６０年に環境省の名水百選に選定されています。周囲約１３８ｍ、古生層の石灰岩を溶解して出来た洞穴から湧出する清水によって作られており、年間を通して一定の湧水量２，４００（立方メートル／日）、水温は１６度と安定した清水が地形を形成し、出流川の源になっております。その透明度は非常に高く、清らかな湧き水の中で優雅に泳ぐ鯉に心を癒されました。

水は、養魚場・公園、そして下流では農業用水に利用され、地域の人々に親しまれています。出流原弁天池のそばには湧釜神社（わっかまじんじゃ）と呼ばれる小さな神社があり、ここに御祭神として祀られている人丸様（柿本人麻呂）が、かつて岩を杖で突いた際に湧き水が出たことが、出流原弁天池の始まりであるという伝説が残されているそうです。さらに、この池には黄金埋蔵にまつわる朝日長者の伝説もあるそうです。

次に、磯山弁財天のご紹介です。約１，０００年前、唐沢山城主である藤原秀郷公の勧進により弘法大師が相州江ノ島辨天にて護摩修行時の護摩の灰にて造られたものといわれています。当時は一帯に七宝伽藍が林立して、隆盛を極めていました。その後、幾度かの火災により寺宝はことごとく焼失してしまいました。鎌倉時代に再建されたといわれる現在の本殿は、釘を使わない「かけつくり」という昔の力学工法の建築美を今に伝える珍しい文化財です。

弁財天は、古くから福の神として信仰されている七福神の神様であり、五穀豊穣・家内安全・商売繁盛、その他、あらゆる信仰の対象として、この地域一帯を長年にわたって見守ってきた神様です。龍や蛇は弁財天の化身と言われており、境内には随所にその蛇の石象が安置されています。また、弁財天は古来より水神の性格を持ち、白蛇は水と関わりが深いとされていることから出流原弁天池がそばにある磯山弁財天の蛇の石像は、全て白蛇で統一されています。

最後に、この出流原町にはグルメの名店が多く点在しています。取材後に、名物料理・名水を使ったデザート等を堪能致しました。子供達の幼少時、釣り堀や花の鑑賞にこの地区を訪れた記憶が蘇りました。皆様も是非、癒しを求めて出流原町にお越しください。

（支局長　坂上隆之）

研修詳細

## シリーズ「相続」研修会　第１回

市民法務部　主催

市民法務部では、今年度も相続に関する研修を４回シリーズで企画いたしました。新入会員の方、相続業務をこれからやってみたいと思う方は、ぜひご参加ください。

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。

○開催日時　令和４年９月１５日（木）１３：３０～１６：１０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　相続の相談・受任・実務について
○講　　師　行政書士　細見　愛子
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○受 講 料　無料

---

### Ｚｏｏｍ受講希望者

○定　　員　８０名（先着）
○申込方法　栃木県行政書士会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「相続研修会第１回研修会申込について」からお申込み下さい。
○申込締切　９月５日（月）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

---

### 会場受講希望者

○定　　員　コロナ対策のため定員は１２名で基本的には先着とします。受講者証を送信します。
○申込方法　ＦＡＸもしくはメール。
○申込締切　９月５日（月）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

## デジタル入門研修会①　ＰＤＦファイルの編集　デジタルシフト推進委員会　主催

今年度新設されたデジタルシフト推進委員会では、電子申請等の研究だけではなく、電子申請にも活用でき、会員の業務の時短に繋がるパソコンの知識向上のための研修会を開催していきます。第１回は書類作成によく使われるＰＤＦ形式ファイルの基礎と、編集作業のできるツールを用いて操作方法も説明します。会館と Zoom 受講を併用しますが、Zoom の方には委員によるサポートができませんことご了承願います。

○開催日時　令和４年９月２７日（火）１３：３０～１５：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階　会議室（およびＺｏｏｍによる配信）
○研修内容　PDF 形式ファイルの基礎、PDF ファイルの編集作業ができるツールの操作方法
○講　　師　行政書士　小池　学
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員
○受 講 料　無料
○そ の 他　各自受講場所にパソコンをご用意ください。Zoom 受講者には返信メールに、会場受講者には受講者証に、使用ソフトとダウンロード先を記載しますので、ご自身で事前にパソコンへインストールをお願いします。会場受講者で事前インストールが難しい場合、委員がサポートしますので当日 13 時 10 分までに来場ください。

---

## Ｚｏｏｍ受講希望者

○定　　員　８０名（先着）
○申込方法　メール。研修会名、会員名、登録番号を記載して下記アドレスに送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから受け付けた旨の連絡をメールで返信します。
※　申込後、９月２１日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○申込締切　９月２０日（火）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防ぐため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

---

## 会　場　受　講　希　望　者

○定　　員　コロナ対策のため定員は１２名で基本的には先着とします。受付後、受講者証をＦＡＸで送信します。（メール申込みの方にはメール送信します）
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込み。ただしメールの場合は、Ｚｏｏｍ受講希望者と区別する必要があるため、必ず会場での受講希望と記載願います。
○申込締切　９月２０日（火）
（定員に達した場合、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

## 産業廃棄物収集運搬業 特別研修会（新規・更新共通） 建設環境部・中小企業支援部　共催

栃木県内における産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可申請に係る診断書等の作成に関する研修会を下記要領にて開催します。本特別研修を修了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

なお、診断書の客観性を担保するため、申請書の作成または申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士が作成したものであることが要件となりますのでご注意下さい。

○開催日時　令和４年９月２９日（木）９：３０～１７：００
○開催場所　栃木県教育会館　５階　小ホール（宇都宮市駒生１丁目１番６号）駐車場あり
○研修内容

| 時　間　割 | | 研　修　科　目 | 講　師 |
|---|---|---|---|
| １時間目 | 9：30～11：00 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要 | 顧問弁護士<br>伊藤幹哲 |
| ２時間目 | 11：10～12：40 | 産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務 | 行政書士<br>青木裕一 |
| ３時間目 | 13：30～15：00 | 財務諸表に基づく経営分析 | 行政書士<br>松本伸一 |
| ４時間目 | 15：10～16：40 | 産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務 | 行政書士<br>一戸養子 |

○対 象 者　行政書士
○定　　員　３０名
○受 講 料　２，０００円（１科目５００円　全４科目）
○締め切り　９月１６日（金）

※途中での入退室、中座の場合は、出席扱いはせず修了証の発行は行いません。
※４科目を修了した行政書士には、４時限目終了後、栃木県行政書士会より修了証を交付します。
※行政書士が作成する診断書類を提出する場合は、修了証の写しを添付することとなっております。

**【更新の方へ】**

**この研修会を受講した場合、次の修了証の有効期間は２０２８年３月３１日までとなります。**

**（修了証の有効期間：修了証の交付日が属する事業年度の翌事業年度から起算して５年後の事業年度終了の日まで）**

**【修了証№２１１～№２８０をお持ちの方へ】**

**この研修会を受講しない場合、２０２３年３月３１日をもって効力を失います。失効した後、再度修了証を取得したい場合は、来年度以降の同研修会を新規で受講する必要があります。**

研修詳細

## 測量研修会　～初歩の測量学＆実地研修～

土地利用開発部　主催

○開催日時　①座学　令和４年９月２８日（水）
　　１３：３０～１６：００
　　②実地　令和４年１０月５日（水）
　　９：３０～１２：００<午前の部>
　　１３：３０～１６：００<午後の部>
　　※午前、午後のいずれか一方　[雨天順延]
　　9/28 の座学研修時にお知らせします。

○開催場所　①座学　栃木県行政書士会館　２階（または Zoom によるオンライン講義）
　　②実地　宇都宮市八幡山公園（宇都宮市塙田 5 丁目 2-70）
　　※集合場所等の詳細は、9/28 の研修会でご案内します。

○研修内容　①座学　測量の基礎を学びます。測量を全く行った事がない方向けの内容です。
　　②実地　小グループに分かれて、測量機器を使った実地研修を行います。

○講　　師　行政書士　小林謙二

○対 象 者　行政書士　**※測量初心者（行政書士専業者）で、座学、実地研修とも出席できる方**

○定　　員　１８名

○受 講 料　①座学　５００円　②実地　５００円
　　※合計額１０００円を 9/28 の研修会初日に徴収。

○各自用意　関数電卓（三角関数の計算ができるもの）
　　メーカーによって操作方法が異なりますので、電卓の取扱説明書もお持ち下さい。
　　※座学、実地どちらでも使います。

○締め切り　９月２０日（火）

# 募　集

## 研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

| 研　修　名 | | 受講料 | 申込〆切 | 申込 会員 | 申込 補助者 | ﾃｷｽﾄ申込 | 昼食 ¥500 程度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9/15 | シリーズ「相続」研修会　第１回 | 無　料 | 9/5 | | | — | — |
| | | Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。 | | | | | |
| 9/27 | デジタル入門研修会①<br>ＰＤＦファイルの編集 | 無　料 | 9/20 | | | — | — |
| | | Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。 | | | | | |
| 9/28<br>10/5 | 測量研修会<br>～初歩の測量学＆実地研修～ | 1,000円 | 9/20 | | | — | — |
| 9/29 | 産業廃棄物収集運搬業<br>特別研修会（新規・更新共通） | 2,000円 | 9/16 | | | — | — |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支部名 | | 会員氏名 | |
| ＦＡＸ | | 補助者氏名 | |

# 栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和４年７月 31 日現在）

| | 支部・氏名 | 登録年月日<br>入会年月日 | 郵便番号 | 事務所名<br>所在地 | 電話 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 栃　木<br>小守まさえ | R4.7.1 | 328-0112 | たかだ行政書士事務所<br>栃木市都賀町平川 221-2 | 0282-27-3110 | |
| | 小　山<br>引間　利行 | R4.7.1 | 323-0822 | 行政書士引間事務所<br>小山市駅南町 5-3-1 | 0285-39-8554 | |
| | 宇都宮<br>飯田　慶紀 | R4.7.15 | 320-0851 | 行政書士 SKY 国際法務事務所<br>宇都宮市鶴田町 2641-14 | 090-8110-5237 | |

【退　会】

| 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 | 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 栃　木 | 若林　孝子 | R4.7.21 | 廃　業 | | | | |


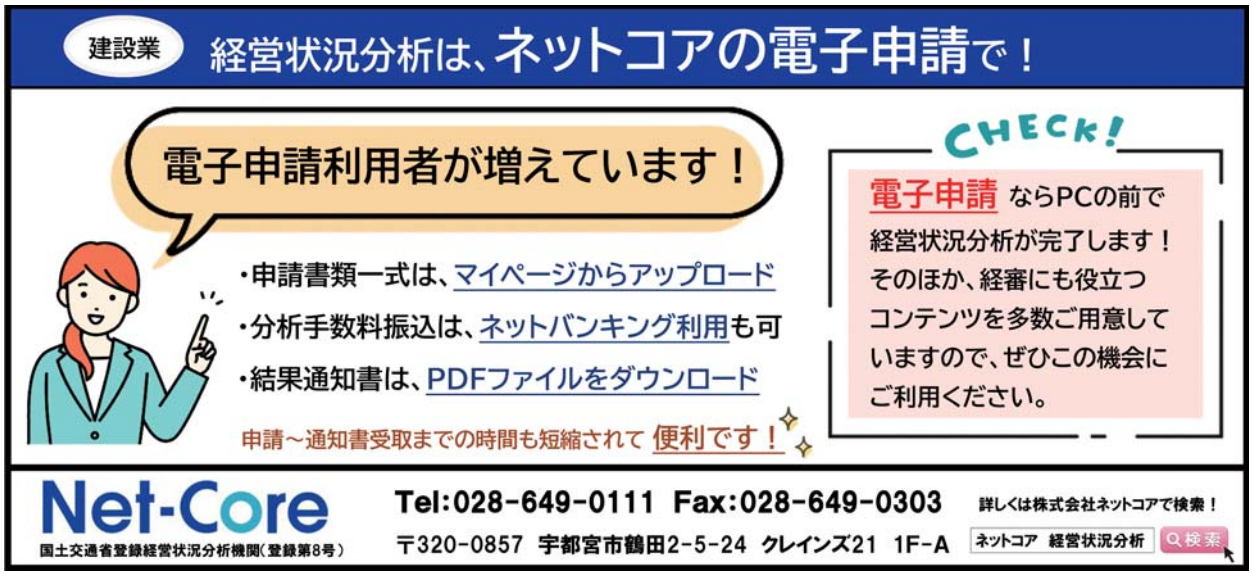



**編集後記**

コロナ感染拡大の７波が到来してしまった。コロナウイルスは形を変え生き残りを模索しているように思える。また、サル痘感染、熱中症、集中豪雨、土砂災害、河川氾濫、火山噴火と生活に密着した話題が絶え間なく忙しく思える。蝉の声が聞こえだし、やっと夏が来たかとつくづく感じる今日この頃です。

（広報部　豊田近弘）


行政書士とちぎ　８月号　No.548

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2022.8
令和４年８月15日発行
第548号
栃木県行政書士会
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

令和
4年度

# 行政書士試験

試験日 令和4年 11月13日(日)

## 試験案内・受験願書の配布期間

**窓口配布**
令和4年 7/25(月) 〉〉 令和4年 8/26(金)
各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

**郵送配布**
令和4年 7/25(月) 〉〉 令和4年 8/19(金) 必着

請求先 〒252-0299 日本郵便局株式会社 相模原郵便局留
「(一財) 行政書士試験研究センター 試験課」

※7月4日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。
発送は配布開始日［7月25日(月)］以降となります。

## 受験願書の受付期間

**インターネット受付**
令和4年 7/25(月) 午前9時から 〉〉 令和4年 8/23(火) 午後5時まで

**郵送受付**
令和4年 7/25(月) 〉〉 令和4年 8/26(金) 当日消印有効

**受験手数料**
10,400円

**合格発表**
令和5年1月25日(水)

**受験資格**
年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

問合せ先
総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター
03-3263-7700 (試験専用照会ダイヤル)
https://gyosei-shiken.or.jp